

平成27年度北九州市決算

平成28年8月

北九州市

目 次

平成27年度決算の概要	1
1 一般会計	2
(1)概要	2
①決算規模	
②実質収支	
(2)歳入の主な特徴	3
①市税収入	
②地方交付税等	
③市債発行額	
(3)歳出(性質別)の主な特徴	5
①義務的経費	
②扶助費及び福祉・医療関係繰出金	
③投資的経費	
(4)財源調整用基金残高	7
(5)市債残高	7
2 特別会計	8
3 企業会計	8
(1)上水道会計	8
(2)工業用水道会計	8
(3)交通事業会計	8
(4)病院事業会計	8
(5)下水道事業会計	9
4 平成27年度における収支改善の取組み	9
5 健全化判断比率等	10
(1)実質赤字比率	10
(2)連結実質赤字比率	10
(3)実質公債費比率	10
(4)将来負担比率	11
(5)資金不足比率	11

平成27年度決算の概要

○ 歳入…税制改正の影響等により市税は3年ぶりの減 等

地方法人税の創設(平成 26 年度)に伴う法人市民税の減等により、市税は3年ぶりの減収となった。なお、市税収入率は前年度に引き続き向上した。

また、地方消費税率引上げの影響がほぼ平年度化したことなどにより、地方消費税交付金が77億円の増収となった。

さらに、土地売払収入の増等により、財産収入が対前年度比+17億円と大幅な増収となった。

市債については、第三セクター等改革推進債(以下、三セク債)の発行により、312億円の増加となった。

○ 歳出…福祉・医療関係経費は引き続き増

扶助費は、障害福祉関係経費の増などにより、引き続き増加した。

また、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金等も引き続き増加した。

そのほか、繰出金については、埋立地造成特別会計への繰出し等により、大幅な増加となった。

○ 財源調整用基金の取崩がゼロとなり、3年連続で収支が均衡

歳入面では、地方消費税交付金等の県税交付金の決算額が当初予算を18億円上回るほか、歳出面での不用などにより、3年連続で収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成27年度末における基金残高は前年度末の287億円から35億円増加し、322億円となった。

○ 市債残高 … 三セク債発行により市債残高は増加

三セク債の発行により、臨時財政対策債を除く市債残高は、7,788億円となり、前年度に比べ228億円の増加となった。

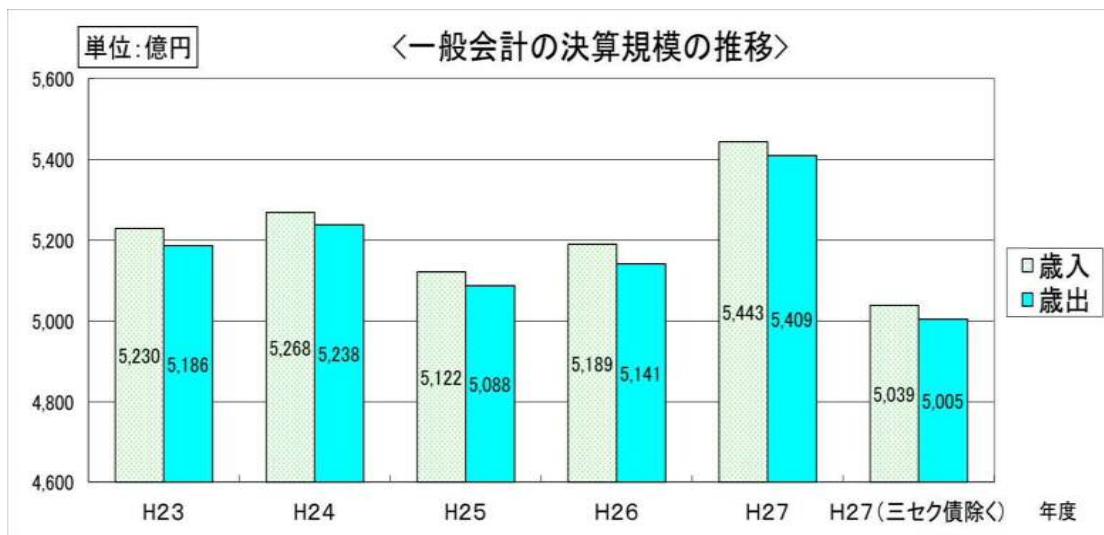
なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、1兆495億円となり、前年度に比べ463億円の増加となった。

1 一般会計

(1) 概 要

① 決算規模は、歳入、歳出ともに2年連続の増

平成27年度一般会計決算は、歳入決算額5,443億35百万円、歳出決算額5,409億50百万円で、いずれも前年度より増加した。(三セク債を除くと、歳入決算額5,039億64百万円、歳出決算額5,005億79百万円で、いずれも前年度より減少した。)



② 実質収支は49年連続の黒字

実質収支は14億6百万円で、昭和42年度以来49年連続の黒字となった。

(単位:百万円)

区分	27年度	26年度	増減額	増減率
歳入決算額(A)	544,335	518,898	25,437	4.9%
歳出決算額(B)	540,850	514,129	26,721	5.2%
形式収支(C=A-B)	3,485	4,769	△1,284	△26.9%
繰り越すべき財源(D)	2,079	3,141	△1,062	△33.8%
実質収支(E=C-D)	1,406	1,628	△222	△13.7%

(2) 歳入の主な特徴

① 市税収入 … 3年ぶりの減

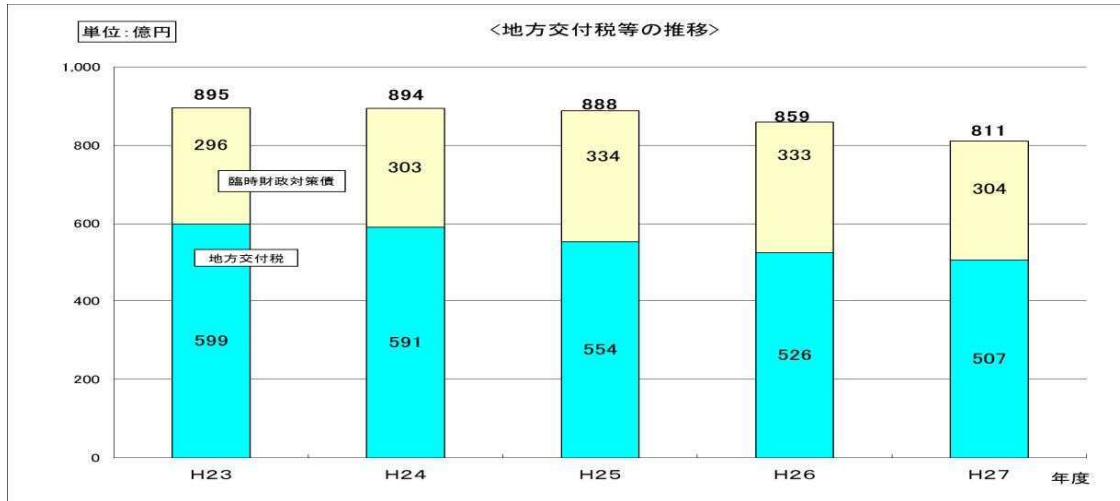
市税全体では個人市民税が增收となる一方、法人市民税の減収等により、1,565億78百万円と対前年度9億78百万円(△0.6%)の減となった。

- ・ 個人市民税は、給与所得等の増加に伴い所得割額が増したことなどにより、464億3百万円と対前年度3億61百万円(+0.8%)の増となった。
- ・ 法人市民税は、地方法人税創設に合わせて法人税割税率が引き下げられたことにより、法人税割額が減少したことなどから、128億89百万円と対前年度11億82百万円(△8.4%)の減となった。
- ・ 固定資産税は、償却資産に係る分は新規設備投資により増となったものの、土地・家屋に係る分が評価替え及び地価の下落により減となったことなどにより、685億77百万円と対前年度51百万円の減となった。
- ・ 市たばこ税は、売渡し本数の減により、77億29百万円と対前年度1億17百万円(△1.5%)の減となった。
- ・ 市税収入率は、97.8%と前年度に比べ0.4ポイント上昇し、5年連続で向上した。



② 地方交付税等 … 地方交付税、臨時財政対策債ともに減

地方消費税交付金の増等に伴い、地方交付税507億27百万円と臨時財政対策債303億66百万円を合わせた総額は、810億93百万円で、対前年度48億43百万円(△5.6%)の減となった。



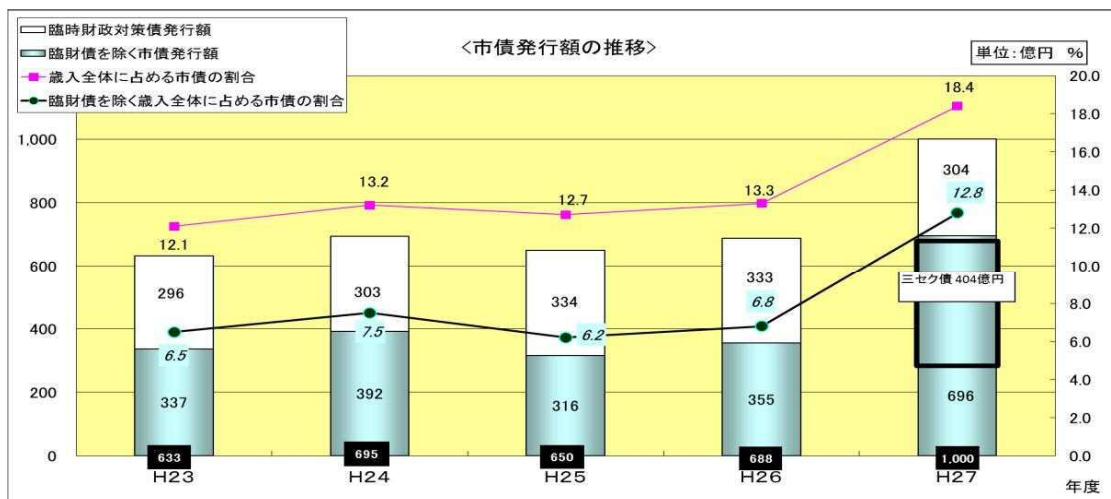
■臨時財政対策債…国の地方交付税への財源不足対策として、平成13年度に創設された地方債。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税で措置される。

③ 市債発行額

… 臨時財政対策債を除く発行額は、対前年度341億円の増

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債発行額は、696億19百万円で、三セク債の発行等により対前年度340億89百万円(+95.9%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を6.0ポイント上回り12.8%となった。

なお、臨時財政対策債を含めた市債発行額は、999億85百万円で、対前年度311億51百万円(+45.3%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を5.1ポイント上回り18.4%となった。



(3) 歳出(性質別)の主な特徴

① 義務的経費 … 扶助費の増により2年連続の増

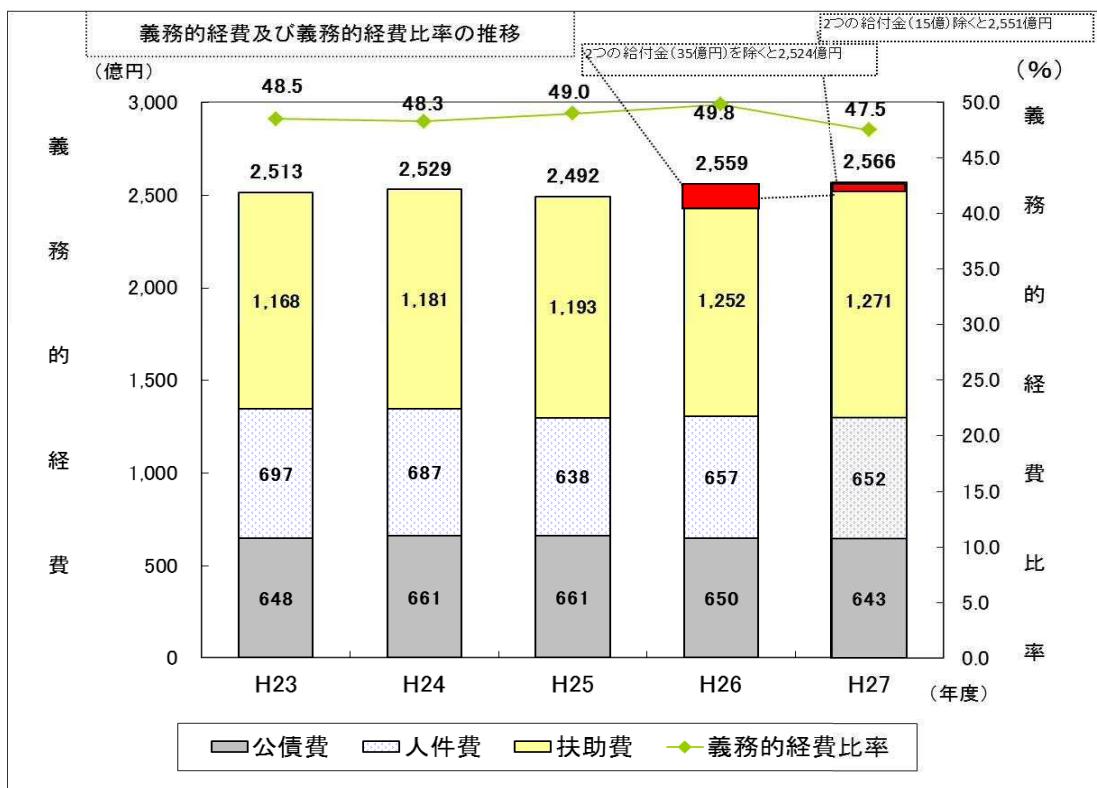
人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は2,566億6百万円で、前年度を7億34百万円(+0.3%)上回り、2年連続の増となった。三セク債を財源とした埋立地造成特別会計繰出金による歳出規模の増加の影響で、義務的経費比率については、47.5%と前年度から2.3ポイント減少した。

人件費は、支給人員の減等により、対前年度5億51百万円(△0.8%)減の651億75百万円となり、人件費比率は、12.1%となった。

また、扶助費は、障害福祉関係経費の増等により、対前年度19億13百万円(+1.5%)増の1,270億78百万円となり、過去最高額となった。

一方、公債費は、元金償還額の減等により、対前年度6億28百万円(△1.0%)減の643億53百万円となった。

なお、国の政策に基づく臨時的な事業(臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の2事業(扶助費))を除く義務的経費は、2,550億70百万円で、対前年度26億77百万円(+1.1%)の増となった。



■扶助費…福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当での支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費

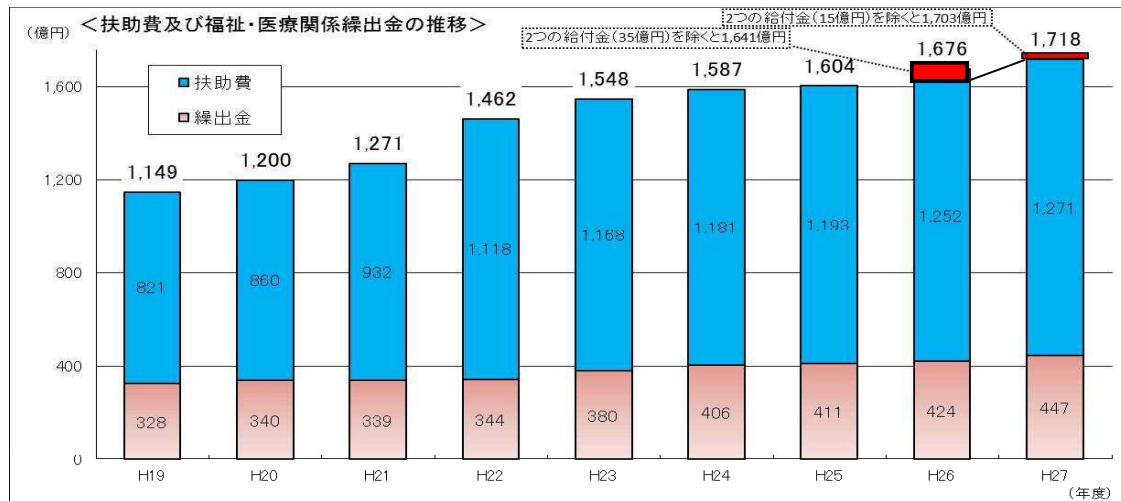
② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金

… 高齢社会の進展等に伴い、9年連続の増加

高齢社会の進展等に伴う扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,717億77百万円で、対前年度42億8百万円(+2.5%)の増と9年連続の増となった。

なお、国の政策に基づく臨時的な事業(臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の2事業(扶助費))を除く扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、

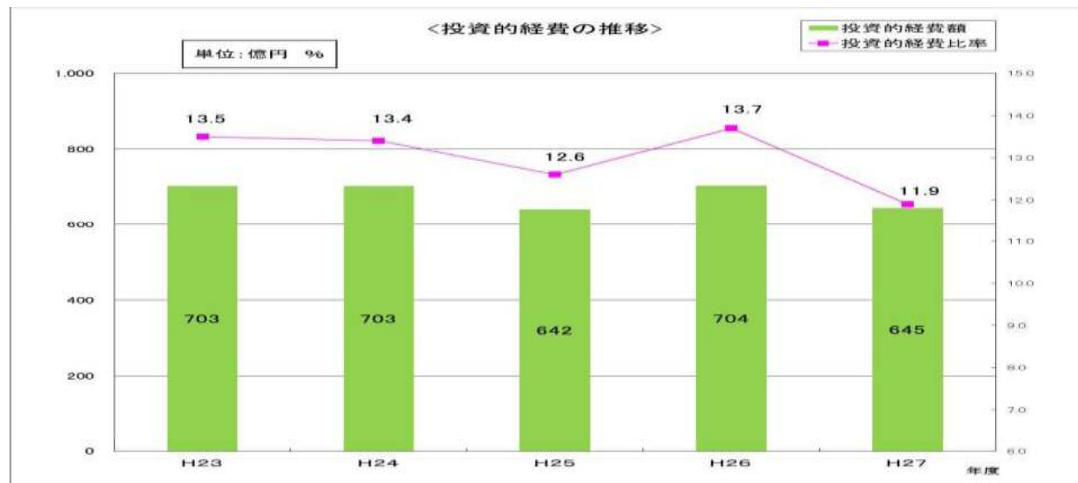
1,702億41百万円で、対前年度61億51百万円(+3.7%)の増となった。



■ 福祉・医療関係繰出金…国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金

③ 投資的経費 … 2年ぶりの減少

投資的経費は、前年度からの繰越額の減少等により、645億38百万円となり、対前年度58億45百万円(△8.3%)の減となった。投資的経費比率は11.9%と前年度から1.8ポイント減少した。

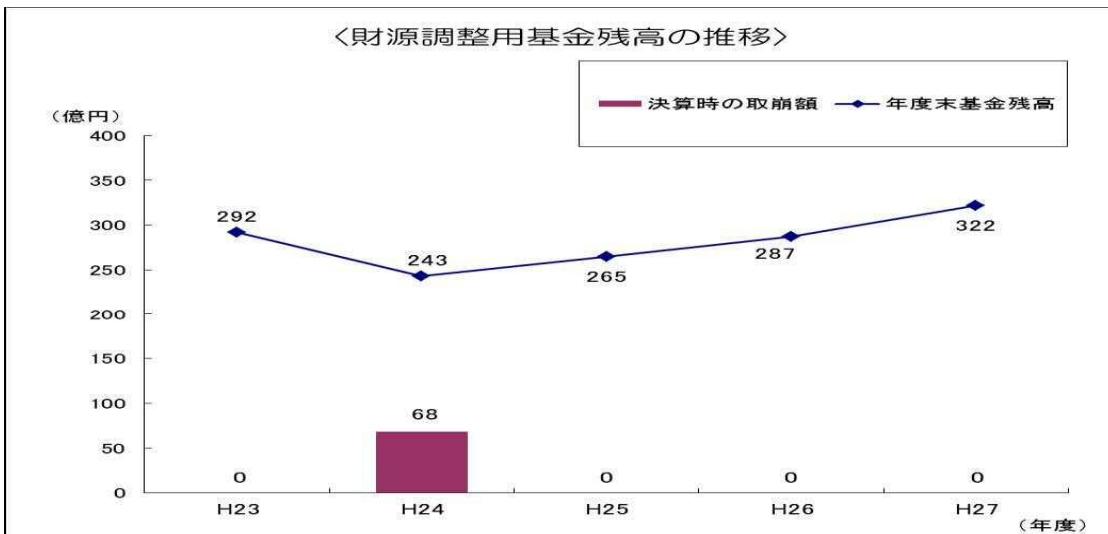


(4) 財源調整用基金残高

… 財源調整用基金の取崩がゼロとなり、3年連続で収支が均衡

歳入面では、地方消費税交付金等の県税交付金の決算額が当初予算を18億円上回るほか、歳出面での不用などにより、3年連続で収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成27年度末における基金残高は前年度末の287億円から35億円増加し、322億円となった。



(5) 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は増加

臨時財政対策債を除く市債残高は、7,788億3百万円となり、対前年度228億2百万円(+3.0%)の増となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、1兆495億円となり、対前年度463億27百万円(+4.6%)の増となった。



2 特別会計

○ 実質収支は23会計中19会計が黒字

北九州市の平成27年度特別会計決算は、歳入決算額6,702億51百万円、歳出決算額6,560億27百万円で、実質収支は130億48百万円の黒字となった。

23会計のうち、公債償還特別会計、土地取得特別会計、臨海部産業用地貸付特別会計及び埋立地造成特別会計が収支ゼロ、前記を除く19会計で実質収支は黒字となつた。

3 企業会計

○ 損益収支は5会計中1会計が赤字

平成27年度企業会計決算において、損益収支は病院事業会計の1会計が赤字となつた。

(単位:百万円)

区分	上水道事業	工業用水道	交通事業	病院事業	下水道事業
損益収支	1,818	399	74	△ 1,149	1,836
単年度実質収支	212	18	4	△ 577	211
平成27年度末資金剩余	5,265	1,759	1,647	3,717	3,093

- (1) 上水道事業会計では、料金収入が増加したことや、地方公営企業会計制度の見直しに伴い前年度に計上していた退職給付引当金繰入額が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より22億56百万円増加し、18億18百万円の黒字となった。
- (2) 工業用水道事業会計では、料金収入は減少したものの、地方公営企業会計制度の見直しに伴い前年度に計上していた退職給付引当金繰入額が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より2億83百万円増加し、3億99百万円の黒字となった。
- (3) 交通事業会計では、料金収入が増加したことや、地方公営企業会計制度の見直しに伴い前年度に計上していた退職給付引当金繰入額が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より7億7百万円増加し、74百万円の黒字となった。
- (4) 病院事業会計では、料金収入が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より2億9百万円減少し、11億49百万円の赤字となった。

(5) 下水道事業会計では、料金収入は減少したものの、地方公営企業会計制度の見直しに伴い前年度に計上していた退職給付引当金繰入額が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より15億4百万円増加し、18億36百万円の黒字となった。

4 平成27年度における収支改善の取組み

「北九州市行財政改革大綱」等に基づく収支改善効果額は、当初目標を上回る44億円を確保した。

効果額は一般財源ベース(単位:億円)

区分		効果額	備考
歳 入	特別会計の剩余金の活用	8	・廃棄物発電特別会計の剩余金の活用など
	未利用資産の処分等	13	・土地売払収入など
	小 計	21	
歳 出	職員数の削減等人件費の見直し	8	・人件費の削減 ・退職手当水準の引き下げ ・持家に係る住居手当の廃止など
	事務事業の見直し	15	・事務事業の見直し(裁量的経費の削減等)など
	小 計	23	
平成27年度における経営改善額		44	

5 健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率等は、フローとストックの両面から財政の健全性を総合的に判断するものである。

(1) 実質赤字比率 $\cdots \underline{\quad\quad\quad\%}$ 【H26: $\underline{\quad\quad\quad\%}$ 】 (実質黒字のため、比率なし)

一般会計等の実質的な赤字額の標準財政規模(自治体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成27年度決算において実質黒字であったため、実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 11. 25%
 財政再生基準 20. 00%

一般会計等:一般会計、土地区画整理、土地区画整理清算、公債償還、住宅新築資金等貸付、土地取得、母子父子寡婦福祉資金、臨海部産業用地貸付の各特別会計

(2) 連結実質赤字比率 $\cdots \underline{\quad\quad\quad\%}$ 【H26: $\underline{\quad\quad\quad\%}$ 】 (実質黒字のため、比率なし)

企業会計等を含む市全体での実質的な赤字額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成27年度決算において実質黒字であったため、連結実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 16. 25%
 財政再生基準 30. 00%

(3) 実質公債費比率 $\cdots \underline{12. 6\%}$ 【H26: 11. 8%】

地方債償還額及び地方債の償還に準じる歳出額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。3ヶ年平均で算出する。(26 年度:H24~H26、27 年度:H25~H27)

前年度から 0. 8 ポイント増加したが、これは、積立対象となる満期一括償還方式による市債借入額の増加等によるものである。(H24 と H27 の単年度比較)

■本市に適用される基準 地方債許可制移行基準 18. 0%
 早期健全化基準 25. 0%
 財政再生基準 35. 0%

(4) 将来負担比率 … 188.3% 【H26:174.3%】

一般会計等の地方債残高をはじめとした、将来負担することが見込まれる各種経費の総額の標準財政規模に対する割合によって、市の将来に向けた財政運営の健全性を表す指標。

前年度から14.0ポイント増加したが、これは、三セク債の活用に伴い、市債残高が増加したことなどによるものである。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 400.0%

(5) 資金不足比率 … — % 【H26: — %】

(資金不足を生じた会計がないため、比率なし)

公営企業会計ごとの資金不足額が、営業収益等の事業規模に対してどの程度の割合があるかによって、公営企業会計の経営の健全性を表す指標。

平成27年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計全てにおいて資金不足を生じていないため、資金不足比率はない。

■本市に適用される基準 経営健全化基準 20.0%

健全化判断比率等が基準以上となると…

■早期健全化基準以上である場合 → 【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画(公営企業会計においては、経営健全化計画)の策定の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会及び総務大臣に報告
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告

■財政再生基準以上である場合 → 【国の関与による確実な再生】

- ・財政再生計画の策定及び計画に基づく予算編成の義務付け
- ・財政再生計画の内容を総務大臣に協議し、
 同意がない場合＝災害復旧等、一定の場合を除く地方債の起債を制限
 同意がある場合＝収支不足額を振り替える地方債(再生振替特例債)が起債可能
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告(予算の変更等を含む)